

## 大垣市が発注する建設工事の現場代理人の常駐を緩和できる基準

(趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事現場に現場代理人の常駐を緩和できる基準について、必要な事項を定める。

(常駐を緩和できる場合)

第2条 工事を複数同時に請け負っている受注者について、次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人の兼務（以下「兼務」という。）を承認することにより、現場代理人の常駐を緩和することができる。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度とする。ただし、工事は原則2件までとする。
- (2) 2件の請負金額の合計が税込み4,000万円未満（契約変更の場合はその後の金額）で、かつ、上石津地域における工事にあつては、2件の工事現場がいずれも上石津地域であることとする。

(兼務の不承認)

第3条 前条の規定において、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務を承認しない。

- (1) 工事担当所属の所属長（工事担当が複数所属に跨るときは、当該複数所属のうちいずれかの所属の所属長）が、工事の内容、工事現場の条件等を考慮して、兼務が困難と判断したとき。
- (2) 設計図書（特記仕様書等）に「兼務不可」と明記されているとき。

2 前条2号の規定において、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務を承認しない。

- (1) 直近2年度の間到大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく資格停止を受けた業者による工事であるとき。
- (2) 直近2年度の間を受注実績が無い業者による工事であるとき。

(常駐を緩和できる期間)

第4条 第2条の常駐を緩和できる場合のほか、現場代理人の常駐を緩和できる期間は次に示す。また、設計図書（特記仕様書等）、打合せ記録簿等の書面により、受注者に対し当該期間を明確にしなければならない。

- (1) 契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部

の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事において、当該工場製作のみが行われている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(申請)

第5条 第2条第1項の承認を受けようとする受注者は、建設工事における現場代理人兼務申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(承認)

第6条 受注者から前条の申請があったとき、承認する場合は建設工事の現場代理人兼務承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は建設工事の現場代理人兼務不承認通知書（第3号様式）により、受注者に通知しなければならない。

(兼務の解除)

第7条 受注者は、施工期間中に現場代理人の兼務の必要がなくなったときは、建設工事の現場代理人の兼務解除届（第4号様式）により、届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、兼務の承認を取り消すものとする。

(1) 兼務を継続することが不相当と認められるとき。

(2) 規定に違反していると認められるとき。

(3) その他不正な手段により承認を得たと認められるとき。

(4) 前3号のほか、承認を継続することが不相当であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消すときは、建設工事の現場代理人の兼務承認取消通知書（第5号様式）により、受注者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市長 様

(受注者) 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊤

建設工事における現場代理人兼務申請書

建設工事の現場代理人の兼務について、次のとおり申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

1 既請負工事又は請負工事（工事担当部署 ）

年度契約番号	年度 契約第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
現場代理人氏名	
主任又は監理技術者氏名	

2 兼務を行う請負工事（工事担当部署 ）

年度契約番号	年度 契約第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
現場代理人氏名	
主任又は監理技術者氏名	

※工事担当部署が異なる場合はそれぞれの部署に申請すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（受注者）所在地

商号又は名称

代表者職氏名

様

大垣市長

建設工事の現場代理人兼務承認通知書

年 月 日付けで申請のあった建設工事の現場代理人の兼務については、次のとおり承認します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意すること。また、兼務を継続することが不相当と判断されたときは、兼務の承認を取消すことがあります。

1 兼務を承認する工事（工事担当部署 ）

年度契約番号	年度 契約第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
現場代理人氏名	
主任又は監理技術者氏名	

2 兼務を承認する工事（工事担当部署 ）

年度契約番号	年度 契約第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
現場代理人氏名	
主任又は監理技術者氏名	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（受注者）所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 様

大 垣 市 長

### 建設工事の現場代理人兼務不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった建設工事の現場代理人の兼務については、  
不相当と判断しましたので、兼務を承認しないものとします。

なお、理由は次のとおりです。

当工事は、工事の内容により現場代理人の常駐を要するため、兼務をすることが  
不相当であるため。

申請のあった現場代理人の経験等を考慮し、当工事と兼務をすることが不相当で  
あるため。

その他

理由がその他の場合理由を記すこと。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

大垣市長 様

(受注者) 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊤

建設工事の現場代理人の兼務解除届

年 月 日付けで承認を受けた建設工事の現場代理人の兼務について、兼務が不要となったので、次のとおり兼務の解除を届け出ます。

兼務解除理由

- 兼務をしていた工事（ 年度 契約第 号）が完成したため。  
（完成日 年 月 日）
- 新たな現場代理人の配置が可能になったため。
- その他

兼務を解除する工事	
年度契約番号	年度 契約第 号
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日
兼務解除日	年 月 日
現場代理人氏名	

注：兼務していた工事の工事担当部署が異なる場合はそれぞれの部署に届けを提出すること。（理由がその他の場合理由を記すこと。）

様式第5号（第8条）

年 月 日

（受注者）所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

様

大垣市長

建設工事の現場代理人の兼務承認取消通知書

年 月 日付けで承認した建設工事の現場代理人の兼務について、兼務承認の取消しを通知します。

兼務承認の取消し理由

- 兼務を継続することが不相当と認められるため。
- 規定に違反していることが認められるため。
- その他不正な手段により承認を得たと認められたため。
- その他

兼務承認を取消す工事	
年度契約番号	年度 契約第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日
兼務承認取消し日	年 月 日
現場代理人氏名	